

## 令和4年度 第2回習志野市男女共同参画審議会 議事録

1. 開催日時 令和4年9月29日(木) 午後2時～3時
2. 開催場所 市庁舎分室サンロード6階 大会議室
3. 出席者
  - 【会長】 東邦大学 教授 朝倉 暁生
  - 【委員】 習志野法曹会 大谷 寛子
  - 千葉県人権擁護委員協議会習志野支部会 後藤 京子
  - 習志野市小中学校長会 笹生 康世
  - 習志野市民生委員児童委員協議会 五関 清
  - 習志野市健康づくり推進協議会 佐藤 佐知子
  - 習志野商工会議所 芦澤 直太郎
  - 習志野市建設協力会 杉山 雅崇
  - 習志野市連合町会連絡協議会 富谷 輝夫
  - 公募委員 土肥 洋子
  - 公募委員 西田 文恵
  - 【事務局】 協働経済部 部長 根本 勇一
  - 男女共同参画センター 所長 中村 裕美
  - 主幹 大塚 良子
  - 主任主事 深澤 佑子
  - 主任主事 川野 晃史

#### 4. 議題

- 1) 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和3年度評価報告書(案)について
- 2) 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の運用状況について

#### 5. 会議資料

- 事前配布資料1 事業評価部会報告
- 事前配布資料2 習志野市第3次男女共同参画基本計画令和3年度評価報告書(案)
- 事前配布資料3 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の運用状況について
- 当日配布資料1 会社の魅力が大幅アップ！そんな表彰・認定・登録制度があります。
- 当日配布資料2 パートナー宣言証・パートナーシップステッカー
- 当日配布資料3 令和4年度男女共同参画週間事業(報告書)

## 6. 議事内容

- 1) 会議の公開
- 2) 会議録の作成等について
- 3) 会議録署名委員の指名。

朝倉会長から会議録署名委員として、笹生委員、佐藤委員を指名。

### 4) 審議

(1) 習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和3年度評価報告書(案)について

○朝倉会長 事業評価部会で検討した内容及び意見について、芦澤部会長より報告を求める。

○芦澤部会長 事前配布資料1をご覧ください。第1回は、7月7日木曜日の午前に開催。第1回審議会で決定した「働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進」について、部会でどのように対話を進めるのかを協議した。各事業担当課による事業評価は、管理指標に基づいた実施の有無の評価にとどまっていることから、成果や効果についての評価まで至っていない。このことから、事業担当課と直接、対話を行うことが重要であることを再確認した。出席委員から活発な意見を頂き、最終的には、①から③の3点に絞った。今回の対話は、第1回審議会でも名前があがっていたが、オブザーバーとして社会保険労務士の西田委員にも参加いただくこととした。また、男女共同参画センターは、事務局と事業担当課を兼ねていることから進行役の選定については事務局一任とした。第2回は、8月17日水曜日の午後から事業担当課を呼び、対話を開催。部会委員7名のほか、オブザーバーとして西田委員、対話の進行として協働経済部小倉次長にも参加いただいた。事業担当課として、男女共同参画センター、産業振興課、こども政策課の職員が参加。業務の都合でやむを得ず欠席となった人事課からは、資料の提出を書面でいただいた。会議の前半は、対話を行い、後半は委員のみで意見交換及び事業評価を行った。

対話はテーマ3点について順次担当課から現状や課題を聞き取り、質疑を交えながら対話を進めた。

①ワーク・ライフ・バランスの推進と事業担当課の関わりについて、男女共同参画センターでは、意識啓発として市民向けの講座を実施。ワーク・ライフ・バランスの促進により女性の経済的な自立、多様な働き方の選択ができると考えている。産業振興課では、国の制度を広報やホームページを活用して周知を行い、再就職支援の千葉ジョブサポートセンターなど県の行う様々な事業の支援をしている。こども政策課では、習志野市子育て支援先端企業認証制度を運用して、仕事と子育ての両立の視点からワーク・ライフ・バランスをとらえている。人事課では、習志野市次世代育成支援特定事業主行動計画を策定し目標を掲げ、職員のパソコンを活用して周知に取り組んでいることが報告された。部会委員より、当日に配付された「会社の魅力が大幅アップ！そんな表彰・認定・登録制度があります。」のパンフレットについて、作成して周知に取り組んでいる所属の確認と制度の周知の方法に工夫が必要ではないかと意見があった。この質問に対し、パンフレットは、事業担当課及び商工会議所の協力を得ながら、男女共同参画センターで作成をしたこと、このパンフレットで紹介している6つの制度のうち1つが本市の独自の制度である「習志野市子育て支援先端企業認証制度」であり、こども政策課で受付を行っていること、他は、国、県の表彰・認定・登録制度であり掲載したものであるとの説明を受けた。制度の周知方法については、今後検討すると回答があった。

②ワーク・ライフ・バランスの推進が市にもたらす影響について、各事業担当課から「誰もが意欲をもって自分の能力を発揮することができる環境づくりを支援していくことで市の魅力度が上がる。」長

時間労働の抑制などの働き方の見直しが図られるとともに、経済成長につながる。また、事業所のイメージアップにつながると考える。」「待機児童対策を行うことで、働きながらも子育ての充実につながり、少子化の対策にもつながる。そして一時保育を実施することで多様な働き方に対応できる。」「習志野市次世代育成支援特定事業主行動計画に基づき取り組んでいる。」という意見があった。

③各事業担当課が取り組む上での課題について、事業担当課から「啓発はすぐに効果が表れるものではないため、継続することが大切である。効果的な啓発へのアドバイスをいただきたい。」「商工会議所に参加していない事業所や小規模な事業所への周知方法を検討していくこと。」「待機児童を解消していく取り組みと認証制度の継続的な取り組み。」「特に管理職の意識改革が必要不可欠であり、関係所属との連携。」が課題として挙げられた。また、報告書には記載していないが、事業担当課としてではなく、労働者としての視点から、ワーク・ライフ・バランスについて、「テレワーク勤務への取り組みは難しい。職員が少ない中仕事に調整や情報共有を十分に図って行かなければならない」という課題も挙げられた。

課題に対して委員から「ワーク・ライフ・バランスを進めていくためには、特定の事業担当課で取り組むのではなく全庁的に横串で連携を図りながら進めていく必要がある。」「認証制度のメリットが伝わるように紙面の工夫と充実を図り、事業所のワーク・ライフ・バランスの取り組みを紹介するなど取り組んでほしい。」「市の認証制度の活用は少ないが、類似の国や県の制度における本市の認証事業所は、増加しているの、パンフレットの啓発効果は一定程度あると思う。」といった意見があった。また、委員より習志野市も一事業所として、認証制度を申請しないのかと質問があり、地方自治体は、特定事業主行動計画に定めることから、対象とはならないと回答があった。ここで事業担当課職員は、退席した。

その後、事業評価について協議。その結果は「事業NO. 58に関連し、事業担当課だけでは難しいが、ワーク・ライフ・バランスの推進など市の掲げる計画に対して前向きに取り組んでいる事業所に対して、公共調達において加点評価する仕組みは導入できないか。」「答申後、男女共同参画庁内推進会議へフィードバックして庁内連携を図ってほしい。」「市も一事業所としてワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでほしい。」「認証制度等について、事業者、労働者目線でパンフレット、ホームページでの情報発信に工夫してほしい。」「コロナ禍の今、ワーク・ライフ・バランスを再考するチャンスであり、重要性を訴えていくことが大切である。」という意見でまとまった。

○朝倉会長 事業評価部会の報告を踏まえ、市長に答申する報告書案について事務局の説明を求める。

○男女共同参画センター中村所長 令和3年度の各事業担当課の取り組みについて、第1回審議会において委員の皆様からいただいた意見、合わせて事業評価部会の対話と評価に関する意見を踏まえ事前配布資料2として事務局でまとめた。

(1)全事業に関する評価には、全116事業の取り組みについて記載。1点目、令和2年度と比較し感染症対策を図りながら方法や手段を工夫した取り組みについての評価、2点目、継続して評価が低かった事業について、改善点の確認、計画に位置付けたことについての検証について記載した。2ページは事業担当課による評価を基本目標別に整理したもの。表1は基本目標別貢献度、表2は表1のうち貢献できた割合についてまとめたものである。

(2)基本目標別の評価について、基本目標Ⅰ「人権が尊重される社会づくり」52事業延べ67件、貢献できた割合88.1% 事業の取り組みについて、「事業担当課の評価について、姉妹都市提携35周年事業が中止となったため D 評価としたものであるが、中心的役割を担う国際交流協会への

支援を図ることができたのであれば、評価はDでなくてもよかったのではないだろうか。また、姉妹都市にこだわらない取り組みについて、今後研究いただきたい」とこと、他5点を記載。4ページ上段には貢献できなかった事業、事業を実施できなかった事業を掲載した。

基本目標Ⅱ「誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり」12事業延べ19件、貢献できた割合47.4% 事業の取り組みについて、「各種表彰・認定・登録制度の周知」「入札制度におけるインセンティブの付与について、総合落札方式を採用する契約入札の動向について注視したい」と記載。後ほど説明するが、対話の場面でも公共調達に関し意見をいただいている。

基本目標Ⅲ「多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり」28事業延べ34件、貢献できた割合は79.4% ワーク・ライフ・バランスの促進については、今年度の対話のテーマであり、後ほど説明する。

基本目標Ⅳ「心が通い合い、健康で安心に暮らせる環境づくり」16事業延べ18件、貢献できた割合88.9% 事業の取り組みについて「市民の心身の健康維持のため、感染防止策を図りながら事業継続に努めていただきたい」と記載した。

基本目標Ⅴ「将来像の実現に向けた推進体制づくり」8事業延べ8件、貢献できた割合は37.5% 事業の取り組みについて、この部分の該当は男女共同参画センターであり、「事業担当課単独で取り組むことのできない事業であることから、庁内での連携について検討いただきたい」と記載した。

(3)管理指標に関する評価について、管理指標は30あるが、未達成6件、実績なし1件である。

(4)事業担当課との対話(未来志向の評価)について記載。対話では、①ワーク・ライフ・バランスの推進と事業担当課の関わりとして、事業担当課がどのように取り組んでいるのか、また、取り組む事業とワーク・ライフ・バランスの関係について、②ワーク・ライフ・バランスの推進が市にもたらす影響や効果について、市の成長戦略やまちづくりの観点からどのような意義をもつのか、③各事業担当課が取り組む上での課題について、ワーク・ライフ・バランスを進めていくためにどのような課題があるのか、また事業担当課のみで解決できない課題について聞いた。各事業所はコロナ禍での対応が最優先の現状にあること、市に対しては、現行のパンフレットの紙面の工夫や内容充実、全庁的に連携してワーク・ライフ・バランスを進めるためには管理職を中心とした研修や庁内の会議で話題にするなどの取り組みが必要ではないかという意見をいただいた。対話を進める中で、事業担当課の役割という視点ではなく、一労働者として感じていることやその対応について質問があり、④として追加記載した。まとめとして「コロナ禍の今だからこそ、ワーク・ライフ・バランスについて事業所や市民にわかりやすく発信していただきたい。そのための取り組みとして、この答申のフィードバックをきっかけに庁内連携を図る取り組みを進めてほしいこと、先進事例を参考に公共調達について研究いただきたいこと、現行のパンフレットの工夫や内容充実を図ってほしいこと、市役所も一事業所であるので職員のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでほしいこと」を記載した。

○朝倉会長 今の説明について、質問事項や確認事項はあるか。

○大谷副会長 事前配布資料1の3ページ、市は一事業所として認証制度へ申請はしないのかという質問に対して回答している。要するに地方公共団体は事業所としての一面もあるが、民間事業所とは別の事業主行動計画があり、その計画の達成状況を公表しているため対象ではないという趣旨と思われる。ホームページで確認すると、令和になり達成度が上がっている状況から、全庁をあげての明るい話題と思う。間に合うのであれば、報告書11ページ「また、一事業所として、職員のワーク・ライフ・バランスの推進にも取り組んでいただきたい」という箇所、特定事業主計画の達成状況を記載

してもいいのではないか。話題上、白黒はっきりつく結論が出ないということもあったので、加筆があってもいいと思う。

- 朝倉会長 「一定以上の成果があることは認められるが、さらに推進に取り組んでいただきたい」という意見だが、事務局はどうか。
- 男女共同参画センター中村所長 特定事業主行動計画については、人事課が所管している。庁内に検討組織をもっており、事業評価部会に出席したことも政策課課長とともに構成委員となっている。習志野市としては男性の育児休業の取得が進んでいることがデータとして公表されている。記載方法については相談のうえ、記載させていただく。
- 富谷委員 事前配布資料2の10ページ、「効果的な啓発に向けた取り組みについてアドバイスをいただきたい」と記載があるが、これは審議会に対して要請したものなのか。これに対する回答や指導がないと中途半端となるがいかがか。
- 男女共同参画センター中村所長 昨年度第3回審議会で事業所調査結果を報告した後、啓発が進んでいかない状況から、今回アドバイスを求めたものである。事業評価部会の中で、パンフレットの作成方法について意見がでており、その内容がアドバイスと受け止めている。本日配布したパンフレットは令和2年に改訂したものであるが、初版には事業所のインタビューを記載していた。事業評価部会でいただいた意見は、内容充実として、パンフレットとしてのみならず、認証制度を取得した事業所の取り組みなどの広報活動へ広げることで、もっと関心をもってもらえるのではないかというアドバイスだったと受け止めている。
- 朝倉会長 今の内容を記載したほうが報告書として適切だと考える。「効果的な啓発な取り組みについて、現在使用しているパンフレットに認証を取得している事業所のメリット等を明記することで、さらに呼びかけることが可能だと考えられる」など記載することで、答申書としてよいのではないか。
- 男女共同参画センター中村所長 事業評価部会の意見の2点目に加筆させていただく。
- 芦澤部会長 市の職員におけるワーク・ライフ・バランスに関連して、習志野市役所を一事業所としてとらえたときに、以前と比べてワーク・ライフ・バランスが進んでいる、具体的には男性の育児休業の取得促進が図られていることは、非常に模範的な取り組みだと思う。これをもっと積極的に広報していただくことが、働く市民の人たち、或いは、事業所に対して「そういう時代なのだ」と示す一つの手本になると思う。当然、市役所と民間事業所で事情が違う、市役所ばかりずるいなどの意見がでるかもしれないが、そういうことは別として、「それが当たり前」だと変えていく大事な情報だと思う。反発を恐れずに発信した方が、民間事業所としてもついていきやすいのではないか。
- 協働経済部根本部長 これまでの経緯として、パンフレット作成にあたり、事業所の取り組みを紹介することが効果的なのか行政の取り組みを紹介することが効果的なのかについて、迷った部分は確かにある。一事業所という考え方のもと、市役所としての取り組み紹介が一つのきっかけとなればとも思う。今後、どのような形で紹介できるか事務局としても考えていきたい。
- 西田委員 ワーク・ライフ・バランスへの取り組みが、業務の効率化やモチベーションアップにつながったなどの内容を盛り込めると、市民としてもチャレンジできると思う。また育児休業を数的に把握したい。
- 男女共同参画センター中村所長 今、具体的な数字をお伝えできないが、取得状況については公表義務となっているので、その数値を報告書に記載させていただく。
- 朝倉会長 修正意見を確認する。1点目、報告書10ページの③各事業担当課が取り組む上での課題

について、「アドバイスをいただきたい」に対して、どのような方向性となったか記載する。2点目、11ページ「取り組んでいただきたい」だけではなく、取り組んだ成果も上がっていることを踏まえ、さらに、情報発信や市のPRにつなげて欲しいという書き方に変更する。以上2点を報告書の変更事項とすることによいか。

○全委員 異議なし

○朝倉会長 令和3年度評価報告書案について、事務局にて修正したものを、私と大谷副会長で確認し、最終的な答申書とさせていただきます。評価報告書の答申の日時について、事務局からご説明を求めます。

○男女共同参画センター中村所長 評価報告書の答申は、10月19日水曜日午前9時から、市長への手交を予定。朝倉会長、大谷副会長、芦澤部会長に出席いただく予定である。

○朝倉会長 その他委員においても、出席可能であれば、ぜひご参加いただきたい。

## 5) 報告

### (1) 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の運用状況について

○男女共同参画センター中村所長 本年6月から習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始した。当日配布資料2は習志野市でパートナーシップ宣言をされた方に交付するパートナー宣言証の見本である。5月9日の第1回審議会以降の経過について、事前配布資料3をご覧ください。制度は庁内の手続きを経て、5月24日に制度要綱を告示、6月1日に制度を開始した。5月18日に習志野市校長会役員会、23日に習志野市議会、24日に習志野市医師会理事会へ事前説明した。また、制度の周知や性的少数者への理解について、一般市民向けに5月28日及び7月25日にLGBT講座を開催するほか、ホームページへの掲載を行った。庁内職員への制度周知として、8月2日に管理職で構成される部課長会議、庁内啓発紙ピーナ通信を発行した。8月24日には民生委員児童委員協議会研修会での制度説明の機会をいただいた。

宣言の件数は、9月14日現在、パートナーシップの宣言は2件。7月27日に、宣言第1号のお2人に、市長からパートナー宣言証を交付した。

今後の取り組みについて、今後はさらに制度周知について取り組むことが大切であると考えている。制度周知や協力のためのステッカーを作成した。ステッカーを持参して、医療機関や不動産協会へ説明を行う予定である。

都市間連携について、パートナーシップ制度利用者が転入・転出する場合、通常の手続きとして、転出する自治体で証明書の返還手続きを行い、改めて必要書類を整え、転入先の自治体で申請手続きを行う必要がある。こうした手続きの負担軽減を図るため、自治体間で協定を締結して、手続きを簡略化する動きが一部の自治体で始まっている。千葉市と横浜市のほか、本年4月に千葉市と船橋市と松戸市で協定が結ばれている。こうした動きがあることから、本市としては、同様にパートナーシップ・ファミリーシップ制度に取り組んでいる市川市と、今後協議を進めていくことを考えている。

○大谷副会長 当日配布資料2のパートナー宣言証の見本について、表面と裏面で本人の名前が違うのはなぜか。

○男女共同参画センター中村所長 通称名を使っている方がいるため、戸籍上の名前を裏面に記載している。

○大谷副会長 もう1点気になるところなのだが、表面の生年月日について具体的な数字を書く必要はあるのか。平成4年や平成5年生まれだと今30代前後であり、LGBTがその年代だけの人だというバイ

アスの一種だと思し、書く必要のない情報だと思う。別に西暦表示でも構わないわけなので、「〇年〇月〇日」の方がより良いと思う。

○男女共同参画センター中村所長 今後見本を作る時は十分気を付けたい。

○朝倉会長 今後、推移の状況を適宜示していただき、何か課題等があれば審議会にも共有していただくということをお願いしたい。また、市川市との連携についても何か検討経緯や進展があれば報告をお願いしたい。

#### 6)その他

○男女共同参画センター中村所長 1点目、答申書の手交は10月19日水曜日、午前9時からを予定している。委員の皆様の中で御出席を希望される方がいっしょにいましたら、審議会終了後事務局へお申し出いただきたい。

2点目、去る6月19日に男女共同参画週間事業として、習志野市と男女共同参画週間事業運営委員会との共催で講演会を実施した。報告書を机上配布しているので、後ほどご覧いただきたい。この事業については佐藤委員が運営委員としてご協力をいただいている。佐藤委員から一言お願いしたい。

○佐藤委員 毎年6月23日から29日までの1週間を男女共同参画週間事業として位置付けられており、習志野市では、男女共同参画センターに登録している団体の有志が運営委員会を立ち上げ、取り組んでいる。今年はアンコンシャスバイアス、みんな知っているようで知らないような無意識な思い込みということをテーマに講演会を行った。子どもでも知らない間に思い込んでいることは、年を重ねると、なおさらであることがよくわかった。この週間事業は、オンラインと会場で行ったのだが、参加者と話しをする機会があり、良い講座をやってくれてよかったという声も聞いた。私もずっと関わっているが、習志野市の場合は毎年、先をいくような、普段しないような講座をやっているような気がして、やっている本人も知らないことを勉強でき、とてもありがたいと思って参加している。機会があれば皆さんも参加していただければと思う。

○男女共同参画センター中村所長 こちらの運営委員会は毎年1月ぐらいに運営員委員会を立ち上げ、6月に向けて運営委員会と男女共同参画センターとで企画、準備から広報活動に取り組んでいる。次回の審議会で進捗状況についてご紹介できる場面があればお話しさせていただく。

3点目、次回の審議会については年明けの3月を予定している。日程は委員の皆様のご都合を伺いながら調整をさせていただきたい。

○朝倉会長 6月19日のイベントは私もオンラインで参加させていただき、大変勉強になった。本日の日程は皆様の御協力のおかげで以上となる。最後に、大谷副会長から一言お願いしたい。

○大谷副会長 パートナシップ・ファミリーシップに関しては、色々と気をもんでいた部分もあったので、利用してくださる方が出たということはやった甲斐があったなと思っている。

○朝倉会長 本当にこれから広がっていき、多様な生き方が実現できる習志野市として、多くの人たちに選ばれるような市になっていくといいと思う。事務局の皆様のご尽力に本当に心から、敬服申し上げます。これをもって、令和4年度第2回習志野市男女共同参画審議会の会議を閉会とする。